



埼玉県水質管理センター安全衛生委員会設置要綱（H17.3 改正）

（設置）

第1条 職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を図るため、埼玉県企業局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定に基づき、埼玉県水質管理センター安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に定める事項を調査審議する。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で安全と衛生に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び4名の委員で構成する。

2 委員は所長が指名する。

3 委員の半数は、自治労連埼玉県職員組合企業局支部水質管理センター分会から推薦された者とする。

（委員長）

第4条 委員長は、所長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を防げない。

2 所長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を指名するものとし、そのものの任期は、前任者の残任期とする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、原則として年4回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたとき、又は2分の1以上の委員から請求があったときは、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

（審議結果の報告）

第7条 委員長は、審議の結果を速やかに、関係職員に周知させるものとする。

（部会）

第8条 委員会は特定の事項を調査審議するため部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会長及び若干の部会員をもって構成し、委員長が委嘱する。
- 3 部会長は、部会の事務を統括し、調査に関し必要がある時は、関係機関に資料提出等の協力要請ができるものとする。
- 4 部会は、委員長から付託された特定の事項について、速やかに調査検討し、委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 委員会には事務局を置き、庶務事務を処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。